

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり技術提案書の公募手続を開始する。

平成30年6月13日

沖縄県知事 翁長 雄志

1. 業務の概要

- (1) 業務名：平成30年度新たな住宅セーフティネット制度における基礎調査等業務
- (2) 履行場所：沖縄県内
- (3) 業務内容：

(ア) 新たな住宅セーフティネット制度における基礎調査業務

平成29年10月25日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）が改正施行され、新たな住宅セーフティネット制度として、賃貸住宅供給促進計画（以下、「供給促進計画」という。）の策定、賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援等が開始された。本県では、改正法施行に合わせ、暫定的な供給促進計画を策定し、現在賃貸住宅の登録業務を行っているところである。

本業務は、供給促進計画の改定に向けた調査、新たな制度の県内ニーズの把握、民間賃貸住宅の賃貸人向けマニュアル作成等を行うものである。

(イ) 沖縄県住生活基本計画行動計画策定業務

本県では、平成18年度に「誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄」を基本方針とする「沖縄県住生活基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、基本計画の中で示された各種施策及び目標指標の実現に向けた行動計画を策定することを目的とする「沖縄県住生活基本計画行動計画」（以下、「行動計画」という。）を平成20年3月に策定した。また、平成23年度、次いで平成28年度から平成29年度にかけて基本計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に住宅施策に取り組んでいるところである。

本業務は、これまでの基本計画の見直しの中で示された各種施策及び目標指標の実現に向けた行動計画を策定し、その実行性を確保する仕組みの作成等を行うものである。

- (4) 履行期限：契約締結日の翌日から平成31年3月22日（金）まで。
- (5) 契約限度額：11,124,000円（税込み）以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の委託業務である。

2 参加者に要求される資格

企画書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業務区分「建築関係コンサル」、登録業種「建築一般」又は業務区分「土木関係コンサル」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。（(2)の再認定を

受けた者を除く)

- (4) 企画書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 応募しようとする者との間に、資本関係、人的関係又は入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 当該業務の見積額が「1 業務概要(5)契約限度額」に示す範囲内であること。
- (8) 配置予定技術者に次の要件を満たす資格保有者を配置できる者
 - ①管理技術者：建築士法第2条第2項の規定による「一級建築士」又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは、RCCM（都市計画及び地方計画）
 - ②照査技術者：①に要する資格と同じ。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

共同企業体の結成にあたっての要件

 - ア 2者共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は30%以上でなければならない。
 - カ 共同企業体の協定書が、別に定める「共同企業体協定書」によるものであること。
- (10) 沖縄県内に本店（支店又は営業所でも可）があること。（共同企業体の場合は、構成員のいずれかでも可とする。）

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を与える。

- (ア) 企業の経験及び能力
- (イ) 配置予定技術者の経験及び能力
- (ウ) 実施方針・フロー等
- (エ) 特定テーマに関する企画提案

(2) 受注者の特定方法

(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注者とする。

なお、評価値の合計の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより受注者を選定する。

4 各種手続等

(1) 企画書の提出等

参加を希望する者は、下記により企画書を提出するものとする。

ア 企画書の提出期間、提出場所及び方法等

- (ア) 期間 公募開始日から平成30年7月2日（月）まで
- (イ) 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (ウ) 提出場所、方法等 別紙公募要領による。

イ 企画書の作成方法

別紙公募要領による。

(2) 受注者の特定日

受注者は、下記の日時までに特定する予定である。なお、特定日に変更がある場合には企画書を提出した者に通知する。

日時：平成30年7月10日（火）

5 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 参加資格の喪失

本告示に示した参加資格のない者の評価、企画書及びその他の提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。この場合において、指名停止を行うことがある。

また、企画書の提出を受けた者であっても、提出後、指名停止措置を受け、かつ受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(4) 企画書の提出後、原則として企画書に記載された内容の変更は認めない。

(5) 配置予定技術者の確認

企画書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、「2 参加者に要求される資格」に掲げる要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(6) 国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続の関係上、受注者の特定を延期する場合がある。

(7) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部住宅課企画班

TEL 098-866-2418 FAX 098-866-2800

(8) 詳細は、公募要領による。